

（第1面）

産業廃棄物処分業許可申請書

〇〇年〇〇月〇〇日

仙台市長 〇〇 〇〇

申請者 〒980-0000
 住 所 仙台市青葉区国分町三丁目7-1
 氏 名 株式会社 センダイ
 代表取締役 仙台 太郎
 （法人にあつては、名称及び代表者の氏名）
 電話番号 022-000-0000

中間処理又は最終処分と、さらに中間処理の場合には処理の方法（破碎や焼却等）毎に処理する産業廃棄物の種類を記入。産業廃棄物の種類は p6 の表を参照。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の規定により、産業廃棄物処分業の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

事業の範囲（処分の方法ごとに区分して取り扱う産業廃棄物の種類を記載すること。）	中間処理（脱水） 汚泥（水銀含有ばいじん等及び水銀使用製品産業廃棄物を除く。）
事務所及び事業場の所在地 複数ある場合には全て記入	事務所 申請者住所と同じ 電話番号 事業場 仙台市青葉区二日町1-1 電話番号 999-0000
事業の用に供するすべての施設（施設ごとに種類、設置場所、設置年月日、処理能力、許可年月日及び許可番号（産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合に限る。）を記載。移動式処理施設の場合は、設置場所を「仙台市内一円（排出現場内に限る。）」とし、駐機場所を記載。許可を有する施設の場合は許可年月日、許可番号を記載	施設の種類 脱水施設（1施設） 設置場所 事業場住所と同じ 設置年月日 〇年〇月〇日 処理能力 8 m ³ /日（8時間）（1 m ³ /時間）
保管を行う場合には、保管を行うすべての場所の所在地、面積、保管する産業廃棄物の種類、処分等のための保管上限及び積み上げることができる高さ	<ul style="list-style-type: none"> 脱水前の汚泥の保管は行わない 脱水後汚泥の保管 保管場所 事業場住所と同じ 保管面積 〇〇m ² 保管する産業廃棄物の種類 汚泥 保管上限及び積み上げの高さ 〇m 詳細は別紙
事業の用に供する施設の処理方式、構造及び設備の概要	施設の処理方法 スクリュープレス式圧力脱水処理 構造及び設備の概要 別紙図面のとおりに
※事務処理欄	

(第1面)

産業廃棄物処理業の事業範囲変更許可申請書

〇〇年〇〇月〇〇日

仙台市長 〇〇 〇〇

申請者 〒980-0000

住 所 仙台市青葉区国分町三丁目7-1

氏 名 株式会社 センダイ

代表取締役 仙台 太郎

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 022-000-0000

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第1項の規定により、産業廃棄物処分業の事業範囲の変更の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

許可の年月日及び許可番号	〇〇年〇〇月〇〇日 第 05420000000 号
収集運搬業・処分業の区分	中間処理（焼却，破砕）
許可に係る事業の範囲（収集運搬業にあつては、取り扱う産業廃棄物の種類及び積替え又は保管を行うかどうか、処分業にあつては、処分の方法ごとに区分して取り扱う産業廃棄物の種類を記載すること。）	焼却処理－木くず 破砕処理－廃プラスチック類 （石綿含有産業廃棄物、自動車等破砕物及び水銀使用製品産業廃棄物を除く。） <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; display: inline-block;">変更後の全ての内容について記入 その他記載例①を参照</div>
変更の内容	廃プラスチック類の破砕処理の追加
変更理由	業務拡大のため
変更に係る事業の用に供する施設の 種類，数量，設置場所，設置年月日， 処理能力，許可年月日及び許可番号 （産業廃棄物処理施設の設置の許可 を受けている場合に限る。）	施設の種類 破砕施設（1施設） 及び数量 <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; display: inline-block;">記載例①を参照</div> 設置場所 事業場住所に同じ 設置年月日 〇年〇月〇日 処理能力 6 t／日（8時間）（750 kg／時間） 許可年月日 〇〇年〇〇月〇〇日 許可番号 仙台市（環廃指）指令第〇号
変更に係る事業の用に供する施設の 処理方式，構造及び設備の概要	施設の処理方式 ー破砕施設（横一軸型回転剪断式） 構造及び設備の概要 ー別紙図面のとおり
※事務処理欄	

※（第2面3面については記載例①を参照してください）

事業計画の概要を記載した書類

1. 全体計画の概要（変更許可申請時には変更部分を明確にして記載すること）

仙台市内の〇〇製造工場等から発生する汚泥を，脱水機で含水率85%以下に脱水する。脱離液は生物処理を行い，下水道に放流し，脱水ケーキは〇〇に委託して最終処分を行う。

2. 処分する産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の種類及び処分量等

	産業廃棄物 （特別管理産業廃棄物）の 種類	処分方法	処分量 (t/月又はm ³ /月)	備 考	
				性 状	予定排出事業者の名称及 び所在地
1	汚泥	脱水	50 m ³ /月	泥状	〇〇区〇〇丁目〇-〇 (株)〇〇〇〇
2			30 m ³ /月	泥状	△△区△△丁目△-△ △△△△(株)
3			20 m ³ /月	泥状	▲▲区△▲丁目△-▲ △▲▲△(株)
4			10 m ³ /月	泥状	〇〇区〇△丁目〇-〇 (株)〇△〇△
5			10 m ³ /月	泥状	△△区▲△丁目▲-△ 〇△□(株)
6					
7					

備考 取り扱う産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の種類ごとに記載すること。

3. 施設の概要（許可外中間処理施設）															
処理施設の種類	スクリープレス式加圧脱水機														
設置場所	仙台市青葉区国分町三丁目7-1														
設置年月日	〇〇年〇〇月〇〇日														
処理能力	8 m ³ /日（8時間）（1 m ³ /h）														
廃棄物の種類	汚泥														
処理施設の処理方式及び設備の概要	<p>〔スクリープレス式脱水機（〇〇社A B 400）〕</p> <ul style="list-style-type: none"> スクリープレス式加圧脱水処理 <p>前処理後の汚泥をスクリーコンベアーの回転により前方に送りながら，回転刃と壁面の間で加圧し脱水する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 主要設備 <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>自動スクリーン</td> <td>1組（2台）</td> </tr> <tr> <td>調整槽</td> <td>40 m³</td> </tr> <tr> <td>浮上分離槽</td> <td>30 m³</td> </tr> <tr> <td>凝集沈殿槽</td> <td>30 m³</td> </tr> <tr> <td>汚泥濃縮槽</td> <td>30 m³</td> </tr> <tr> <td>脱水機</td> <td>1 m³/時間</td> </tr> <tr> <td>ホッパー</td> <td>3 m³</td> </tr> </table> <p>※詳細は別紙処理工程表及び図面のとおりに</p>	自動スクリーン	1組（2台）	調整槽	40 m ³	浮上分離槽	30 m ³	凝集沈殿槽	30 m ³	汚泥濃縮槽	30 m ³	脱水機	1 m ³ /時間	ホッパー	3 m ³
自動スクリーン	1組（2台）														
調整槽	40 m ³														
浮上分離槽	30 m ³														
凝集沈殿槽	30 m ³														
汚泥濃縮槽	30 m ³														
脱水機	1 m ³ /時間														
ホッパー	3 m ³														
環境保全設備の概要	<ul style="list-style-type: none"> 脱臭装置 <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>化学脱臭3基</td> <td>（40 m³/分）</td> </tr> <tr> <td>活性炭脱臭3基</td> <td>（40 m³/分）</td> </tr> <tr> <td>処理能力</td> <td>（50 m³/日）</td> </tr> </table> 排水処理設備 <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>調整槽，好気性ばっき槽，嫌気槽，沈殿槽，中和槽，放流槽</td> </tr> </table> <p>※詳細及びその他の対策については，設備一覧及び図面のとおりに</p>	化学脱臭3基	（40 m ³ /分）	活性炭脱臭3基	（40 m ³ /分）	処理能力	（50 m ³ /日）	調整槽，好気性ばっき槽，嫌気槽，沈殿槽，中和槽，放流槽							
化学脱臭3基	（40 m ³ /分）														
活性炭脱臭3基	（40 m ³ /分）														
処理能力	（50 m ³ /日）														
調整槽，好気性ばっき槽，嫌気槽，沈殿槽，中和槽，放流槽															

4. 処分業務の具体的な計画（処分業務を行う時間，休業日，組織及び従業員数を含む。）

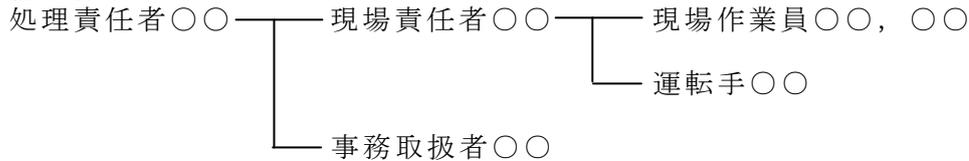
ア 処理の概要

搬入された汚泥を受入れ槽に投入する。スクリーンで夾雑物を取り除いた後に凝集剤を添加する。スクリュープレス式脱水機で，加圧脱水し，含水率85%以下とする。脱水ケーキは委託して最終処分（埋立）する。

イ 処分業務を行う時間

営業時間 午前8時30分～午後5時30分
 作業時間 午前9時～午後5時（8時間）
 休業日 第2・4土曜日，日曜日，祝祭日，旧盆，年末年始

ウ 社内体制



エ 事務管理体制

役員の〇〇を事務処理の総括責任者とする。
 事務実務担当者2名を配置し，業務上の事務手続き（受託・委託契約，マニフェスト処理等）及び行政に対する事務手続き（年報・維持管理報告等）を担当させる。

オ 従業員に対する社内教育体制

産業廃棄物の処理業の許可申請に関する講習会を受講した取締役〇〇に社内教育を担当させる。許可取得までに，産業廃棄物処理担当職員を対象とした産業廃棄物の処理に関する講習会を開催する。
 許可取得後は社内教育計画に基づき，定期的（月1回以上）に社内講習会を開催して，廃棄物の適正処理及び場内の安全管理を図る。

カ 維持管理体制及び維持管理計画

別紙のとおり

キ 処理フロー

別紙のとおり

ク 取扱う産業廃棄物の受託体制とチェック体制

別紙詳細のとおり

ケ 処理後の廃棄物の保管

脱水処理後に発生した脱水ケーキは，ホッパーに一時的にストックするが，速やかに最終処分場に搬出する。廃棄物の保管は原則的に行わない。

コ 申請中の都道府県・市名

現在〇〇県に収集運搬業の許可申請中です。

従業員数内訳

〇〇年〇〇月〇〇日現在

役員	政令第4条の6に定める使用人	事務員	運転手	作業員	その他	合計
5人	2人	2人	5人	3人	2人	15人

5. 環境保全措置

(1) 中間処理施設において講ずる措置

①飛散・流出防止

処理能力及び保管能力を超える廃棄物は受け入れない。

また、処理施設の搬入口は、搬入搬出以外は常に扉を閉じておき、施設内で漏出事故が起きても施設外に流出しないようにする。

②悪臭の防止

悪臭の発生源に防臭剤を散布し、悪臭が発生しないようにするとともに、搬入搬出以外は常に扉を閉じておき、臭気が漏出しないようにする。

施設設置の建物に脱臭装置を設置し臭気を取り除く。

③騒音の防止

脱水処理施設の騒音発生源に防音装置を取り付ける。また、建物全体を遮音するために防音装置を取り付ける。

④振動の防止

特に振動の発生はないが、脱水機の基礎に振動防止ゴムを設置し振動の防止をする。

⑤排水処理（生活環境への対策）

脱水処理施設から発生する排水は、施設内に設置してある水処理施設で処理した後に公共下水道に放流する。

⑥その他（生活環境への対策）

場内及び搬入道路を常に清掃し、清潔に保持に努める。

搬入搬出及び作業時間は午前8時30分から午後5時までとし、時間外の作業及び車両の搬入は行わない。

(2) 保管施設において講ずる措置

脱水処理施設及び脱水処理後の貯留ホッパーは、屋内に設置してあり、脱臭装置を設置し臭気を取り除く。ホッパーに貯留している脱水汚泥は、毎日

最終処分場に運搬し、脱水ケーキの保管は行わない。

ク 取扱う産業廃棄物の受託体制とチェック体制

(1) 産業廃棄物の受託

- ① 排出事業者及び産業廃棄物収集運搬業者から産業廃棄物の処分を受託しようとするときは、産業廃棄物の種類、性状、処分先等を記載した書面、写真等の提出を求め、許可の範囲内で適正に処理できることを確認のうえ文書で受託契約を締結する。必要に応じて廃棄物排出状況の視察を実施することにより適正処理の確保に万全を期す。
- ② 有害物資使用工程から発生する産業廃棄物の処理を受託しようとする場合には、有害な産業廃棄物に該当するしないにかかわらず分析試験の検査結果書の写しの提出を求め、許可の範囲内で、適正に処理できることを確認のうえ受諾する。
- ③ 受託契約の際には、当社の保管能力、従業員数及び現在の処理受託能力を勘案し、当社の能力を越えない範囲であることを確認し受託契約を締結する。
- ④ 産業廃棄物を引き受ける際には、必ず7連複写方式のマニフェスト（(財)日本産業廃棄物処理振興センター発行）の記入、発行を求め、その記載内容と引き受ける産業廃棄物が相違ないことを確認のうえ、処理業務にあたる。
- ⑤ ①～④に示した事項が確認されない場合は、受託契約及び実際の処理を絶対に行なわない。
- ⑥ 産業廃棄物を受託した際は、処分を遅滞なく適正に行なうとともに、処分が完了したときは、その旨をマニフェストにより速やかに当該委託事業者へ報告する。

(2) チェック体制

① 廃棄物の確認

現場責任者の〇〇が受託した廃棄物の性状及び数量を検査し、マニフェストと照合する。

現場責任者の〇〇は、受託廃棄物の性状及び数量について、処理責任者の〇〇に、作業日報により報告する。

現場責任者の〇〇は、廃棄物の性状及び数量がマニフェストの記載と異なっている場合は、直ちに処理責任者の〇〇に報告する。

処理責任者の〇〇は、現場責任者の〇〇に対し、受託廃棄物の性状及び数量について報告を求め、処理施設の能力の範囲内で廃棄物処理を受託していることを確認する。

随時、現場で廃棄物の受入れ状況を確認をする。

② 適正処理の確認

・搬入廃棄物の保管

搬入された廃棄物は、速やかに処理を行い、廃棄物の保管は原則的には行わない。

・処理状況

現場責任者の〇〇は、廃棄物の処理状況及び処理量について、作業日報により処理責任者の〇〇に毎日報告する。

処理責任者の〇〇は、現場責任者の〇〇に対し、廃棄物の性状状況及び数量について報告を求め、適正処理がなされていることを確認する。また随時現場で廃棄物の処理状況を確認をする。

・マニフェストの記載及び発行

排出事業者より発行されたマニフェストの処理欄の記載は、現場責任者〇〇記載し、処理責任者〇〇が作業日報に基づき確認した上で、排出事業者等に返送する。

処理後の廃棄物の最終処分に関するマニフェストは、現場責任者〇〇記載し、A票を処理責任者〇〇に報告する。

処理責任者〇〇は、マニフェストA票と作業日報を毎日照合する。またそれぞれ返送されたB票・C票を照合し、適正処理がなされていることを確認する。

処分後の産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の処理方法を記載した種類	
処分後の産業廃棄物の種類	汚 泥（含水率 85%以下）
発 生 量 (t/月又m ³ /月)	160 t / 月
	自己処理 (処分場所)
	委託処理 (処分業者名) (財) 宮城県環境事業公社 (本 社) 仙台市青葉区堤通雨宮町 4 - 1 7 (所在地) 宮城県黒川郡大和町鶴巢小鶴沢字大沢 5
処 理 方 法	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 2px; display: inline-block;">埋立処分</div> 海洋投入処分 中間処理 売却 中間処理，売却の場合は具体的な方法
備考 処分の産業廃棄物の種類ごとに記載すること	

事業の開始に伴い新たな資金を必要としない理由

標記のことについて、当社は当地において ○年より□□業を営んでおり、土地及び建物については既に取得しております。

また、当申請に係る処理設備については、別紙契約書のとおり ○年○月に取得し、既に支払いを完了しておりますので、当申請の許可取得に際し新たな資金を必要といたしません。

○○年○○月○○日

住 所 仙台市青葉区国分町三丁目 7-1
氏 名 株式会社 センダイ
代表取締役 仙台 太郎 印

.....

事業の開始に伴い新たな資金を必要としない理由

標記のことについて、当社は ○○年に産業廃棄物処分業の許可を取得し、当該施設等を用いて○○の△△処理の処分業を行っており、当申請の許可取得後もこれらの施設を用いて処分業を行ないますので、新たな資金を必要といたしません。

○○年○○月○○日

住 所 仙台市青葉区国分町三丁目 7-1
氏 名 株式会社 センダイ
代表取締役 仙台 太郎 印